

神 監 1 第 40 号  
平成 20 年 5 月 8 日

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	片 岡 雄 作
同	安 達 和 彦
同	池 田 り ん た ろ う

家庭ごみ収集・運搬及び搬出業務にかかる

住民監査請求の監査結果について （通知）

平成 20 年 3 月 11 日に提出されました標記の住民監査請求について，地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

## 第1 請求の要旨

平成20年3月11日に提出された措置請求書及び4月11日の請求人の陳述によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

神戸市環境局は、家庭ごみ収集・運搬及び搬出業務（以下「本件業務」という。）に係る契約において、神戸市生活環境事業協同組合（以下「協同組合」という。）との間で平成15年から官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「官公需法」という。）に基づく特命随意契約が繰り返されてきた。平成18年度に特命随意契約を一般競争入札へ変更したことにより、契約単価が大幅に下落した。

本件業務に係る特命随意契約及び一般競争入札において、次の点で違法・不当な契約の締結・履行であるので、監査委員は、特命随意契約の積算根拠を精査し、漫然と特命随意契約を継続してきた神戸市長、環境局長、行財政局長他関係者に対し、一般競争入札との差額12億6720万円（年額3億1680万円の4年分）について返還を求めるとともに、違法・不当な入札と業務実態を調査して、平成19年2月26日から平成22年2月28日までの契約を見直し、適正な入札を改めて行うことを請求する。

### 理由

#### 1 本件業務にかかる特命随意契約の違法・不当について

特命随意契約を一般競争入札に変更したことにより、契約単価が大幅に下落したのは、特命随意契約時には競争性のない環境で高額な単価設定が継続されてきたためであり、その結果、市は一般競争入札との差額の損害を被った。

#### 2 本件業務にかかる一般競争入札の違法・不当について

(1) 落札できなかった者が、落札した者の業務に下請け契約あるいは車両リース契約、出向社員契約を入札以前に合意していたら、正当な入札が阻害されることになり、悪質な談合行為である。

(2) 入札に協同組合とその構成メンバーが個別に参加しているのは、二重入札を行ったことと同じであり、そのようなことを許せば、入札参加者が資本関係・人的関係で結ばれたものだけで行うことになり、入札制度を無意味にしてしまう。

(3) 一般競争入札の入札参加資格は厳正に審査すべきであるにもかかわらず、形式的な審査だけで、保有車両や運転手の確保状況等について資料を提出させていない。入札参加資格の取り扱いがずさんである。

(4) 3年間という長期間の契約を締結することは、状況に応じた迅速な業務の見直しを

困難にするだけでなく、特定業者との癒着を招く弊害もある。

- (5) 落札後に、入札参加業者が相互に車や人を融通しあうのであれば、競争入札は成り立たない。協同組合のメンバーの車と人が本件業務を遂行することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第7条の5に規定する名義貸しの禁止や神戸市契約規則第28条の権利譲渡等の禁止規定にも反する行為である。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象

- (1) 地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項は、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、住民監査請求をすることができないとして、請求の期間制限規定を設けている。

まず、平成15年度から平成18年度までの4年度分の特命随意契約に関する請求であるが、平成15年度から平成17年度については、請求書提出日時点で既に1年以上を経過しており、正当な理由も主張していないため、監査対象にはならない。平成18年4月1日から平成19年2月25日までの契約期間である平成18年度の特命随意契約については、2月分の業務履行にかかる支出行為は翌月3月26日に行われていることから、当該行為が終わった日から1年以内の行為と考えられるため、監査対象とした。

また、一般競争入札による契約成立後の業務履行に関しては、平成19年2月26日から平成22年2月28日を履行期間としており、現在も履行中であるため、1年以内の行為を含んでいるため監査対象とした。

- (2) 本件業務に係る特命随意契約及び一般競争入札の違法性・不当性の理由のうち理由2(1)に関する請求人の主張は、憶測に基づくものにすぎず、法第242条に定める財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められないため監査対象とはしない。よって、違法性・不当性の理由のうち、理由2(1)を除くものについて監査を実施した。

### 2 監査の実施

請求人の意見陳述、環境局及び行財政局の関係職員から事情聴取を実施したほか、関係書類等についての監査を実施した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実の確認

(1) 特命随意契約に係る物品賃貸借契約について

ア 契約の概要

件名	パッカー車借上げ
契約金額	単価契約（1日1台当り 42,000円 北区、垂水区、西区は 43,500円）
賃借場所	環境局各事業所
賃借期間	平成18年4月1日～平成19年2月25日 331日間
契約年月日	平成18年4月1日
賃貸人	神戸市生活環境事業協同組合 理事長 藤定孝光

イ 契約の手続

特命随意契約の契約手続は、環境局が行財政局経理課に経理契約の要求書、仕様書、随意契約理由書等を送付し、これに基づき経理課が相手方の業者に見積もりを提出させたうえで契約を締結する。

ウ 随意契約理由

環境局から行財政局経理課へ提出した平成18年2月3日付の随意契約依頼書は次のとおりである。

業者名 神戸市生活環境事業協同組合

随意契約理由

当該借上車は、各ごみステーションに排出された廃棄物を収集するため、本市の収集計画に従い本市作業員と共に巡回するもので、高度の熟練と安全性及び効率性が要求されるものであるため、その性質上不慣れな運転手が運転を行った場合、ごみ処理業務に支障をきたし、市民生活に多大な影響を与える。

ごみ収集車両は特殊架装をした専用車両であり、他に転用しがたく、多くの人員機材が必要となるので、継続的に契約することが経済的な契約につながる。

上記業者と契約することは、組合を契約の相手方として活用するように配慮しなければならないとする官公需法第3条、第7条の趣旨に沿うものであると考える。

(2) 一般競争入札の製造その他請負契約について

ア 契約の概要

件名	家庭ごみ収集・運搬及び搬出業務		
	その1	その2	その3
契約金額 (単価契約1日1台当り)	27,000円	27,000円	28,000円
履行場所(指定場所)	東灘区、灘区、 中央区内	兵庫区、長田区、 須磨区内	北区、垂水区、 西区内

履行期限	平成 19 年 2 月 26 日～平成 22 年 2 月 28 日 1,099 日間
契約年月日	平成 18 年 11 月 22 日
請負人	藤定運輸株式会社 代表取締役社長 藤定孝光

#### イ 契約手続

この一般競争入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約の締結であり、契約手続は、環境局が行財政局経理課に経理契約の要求書、仕様書等を送付し、これを受けて、入札執行公告の実施、入札説明書、仕様書、入札参加申請書の配布、入札参加資格の認定を行い、入札執行公告から 40 日以上期間を設けたうえで入札を実施し、落札者と契約を締結する。

#### ウ 入札参加資格

当該業務における履行能力を確保するため、入札に参加する者に必要な資格として入札執行公告には、一般競争入札に必要な入札参加資格に加え、下記のような資格要件を定め、 の入札参加資格については、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすこと、 の入札参加資格については、業務履行開始までに確保すること、 の入札参加資格については、申請の受付期間の最終日から引き続き入札の日まで継続して満たしていることを必要としている。

過去に 2 トン級以上のパッカー車を使用し、継続して 1 年以上、廃棄物収集運搬業務を行った実績を有すること

使用する車両が故障するなど不慮の事故が生じた場合に、代替車を事業所へ事故発生後 1 時間以内に配車できる体制を業務履行開始までに確保することができること

廃棄物処理法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること

### (3) 当局の説明

#### ア 業務の概要

家庭ごみの収集運搬作業のため、請負人は指定された台数の車と、その運転手を用意し、環境局各事業所の作業計画により指定された受け持ち区域を、本市作業員とともに収集・運搬及び搬出を主たる業務とする。

#### イ 民間車両の借上げの経過

民間からの車両借上げは、昭和 30 年代オートリヤカー等で家庭ごみの収集が始められた頃から必要に応じて収集車両を借上げてきた。その経緯は、当時収集運搬車両も高価でまた運転免許を有するものも少なかったことから、人員、資材に余力のある市内の貨物運送業者でスタートした。高度経済成長期には、家庭ごみも年々増加し、収集車両も増やす必要があったが市街地の事業所ではその駐車場所の確保が難しいことなどから借上車を活用してきた。

現在 1 日 270 台の収集車が作業を行っているが、主として家庭用可燃ごみを収集する 2 トンパッカー車 167 台のうち借上車は 88 台である。

#### ウ 特命随意契約の事由

平成 15 年 6 月までは、毎年、特定の業者 5 者と特命随意契約を行ってきたが、平成 14 年 10 月にこの 5 者がごみ収集車両の供給を主たる目的とする協同組合を設立したことにあわせ、平成 15 年 7 月 1 日から官公需法による当該協同組合との特命随意契約に変更した。

本件業務を随意契約する理由として、当該業務は、ごみステーションに排出された廃棄物を収集するため、市の作業員とともに巡回するもので、業務の熟練と安全性・効率性が要求される。ごみ収集車両は特殊架装をした専用車両で、他に転用しがたく、継続的に契約することが経済的な契約につながる。当該組合と契約することは、官公需法の趣旨に沿うものであるとしており、法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約を行ってきた。

官公需法では、国等を当事者の一方とするその他役務の給付などに対して、国等が契約を締結するにあたっては、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならないとされている。また、地方公共団体は国等の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずる努力義務が課されている。よって、協同組合と随意契約を締結する理由の一つとして、官公需法の規定を根拠に契約を行ってきた。

随意契約の単価については、平成 14 年度までは市場実態調査情報である「建設物価」における「一般貨物運送事業の貸切運賃」等を参考に積算した単価を使用していたが、「貨物自動車運送事業法」の一部が改正され、平成 15 年度から「建設物価」に参考単価が示されなくなったため、これまでの積算単価の考え方をベースに、他都市の状況、物価、人件費等を考慮し算定してきた。

【参考】 他都市の借上車の状況 (単位:円/台・日 税抜き)

		15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
神戸市	東灘・灘・中央・兵庫・ 長田・須磨区	47,500	44,400	44,500	42,000	27,000
	北・垂水・西区	47,500	45,900	46,000	43,500	28,000
名古屋市		51,483	48,914	47,055	42,572	42,786
京都市		58,880	53,790	53,790	52,720	50,090

政令指定都市において、本市と同様に収集業務で借上げ車を使用しているのは、名古屋市と京都市で、いずれも特命随意契約が行われている。

#### エ 一般競争入札の事由

平成 15 年 12 月に策定された市の行政経営方針に基づき、契約内容等の総点検を

行い、民間活力の一層の導入や、特定業者との長期間にわたる契約の見直しを検討していたが、平成 16 年 5 月に地方自治法が改正され、長期契約の適用範囲が拡大され、車両借上げ契約においても可能となったことにより、これまでの特命随意契約の方法を改め、より透明性の高い契約形態に改善していくため、平成 18 年度から一般競争入札を行うこととした。

## 2 判断

請求人の主張について、前記事実の確認、監査対象局の説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

理由 1 「特命随意契約を一般競争入札に変更したことにより、契約単価が大幅に下落したのは、特命随意契約時には競争性のない環境で高額な単価設定が継続されてきたためであり、その結果、市は一般競争入札との差額の損害を被った」について

この請求人の主張には、ア随意契約をしたことの妥当性、イ随意契約時の価格の妥当性、ウ随意契約時の価格と一般競争入札の価格差における損害の有無について主張していると解されるので、以下三点について判断する。

### ア 随意契約をしたことの妥当性

法 234 条は、契約の方式として、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りをあげ、一般競争入札以外のものは政令で定める場合に該当するときに限りできるとしている。法施行令第 167 条の 2 第 1 項には、その随意契約によることができる場合が列挙されている。本件の場合、これらの随意契約採用条件のうち、同項 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するか否かが問題となる。

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するか否かが争点となった最高裁判決（昭和 62 年 3 月 20 日）では、随意契約採用の条件について、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も、同項第 1 号(現行 2 号)に掲げる場合

に該当するものと解すべきである。」とし、これに該当するか否かは、法令の趣旨を勘案し、個々具体的に契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものであるとしている。

また、家庭系の一般廃棄物処理運搬業務に関する東京高裁判決（平成 16 年 7 月 15 日）では、「ごみ・資源物収集運搬業務の特殊性として、衛生、美観、臭気等の問題への配慮が必要とされ、収集の遅延や失念は許されず、短時間での効率的な収集も必要とされるなど特徴があること、受託者の選択においては、単純な経済性よりも、業務の継続性・安定的遂行が重要となり、迅速かつ円滑な収集運搬のための設備の保有や道路網の熟知等が受託者に求められることが認められる。従って、ごみ・資源物収集運搬業務に関する委託契約は、競争入札の方法によること自体が不可能または著しく困難とはいえないが、むしろ多少とも価格の有利性を犠牲にする結果となるとしても、上記のような特質を有する委託契約を継続的かつ安定的に、しかも迅速・円滑に履行するような資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定して契約を締結する方が、当該契約の目的を達成するために必要かつ適切であり、ひいては当該普通地方公共団体及びその住民の利益の増進につながる。」（以上は判決の要旨である。）としている。

そこで、本件業務についてみると、協同組合と官公需法にもとづく特命随意契約が行われたのは、ごみ収集車の借上げ業務が業務の熟練と安全性及び効率性が要求され、不慣れな者が行った場合、ごみ処理業務に支障をきたし、市民生活に多大な影響を与えることや、特殊架装したごみ収集車両は、他に転用しがたく、継続的に契約することが経済的な契約につながることに、そしてこの協同組合と契約することは、中小企業者の受注の確保を目的とする官公需法の趣旨に沿うものである、としている。

本件業務では、昭和 40 年からパッカー車を民間から借り上げ、活用してきたが、平成 18 年度の特命随意契約時でも可燃ごみ収集のパッカー車 166 台のうち 88 台を協同組合の借上げ車で賄い、本市の収集業務の重要な役割を担ってきた状況からして、多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、本件業務の性質上、随意契約の方法を採用したことは当該契約の性質又は目的に照らして妥当であり、ひいては市民の利益の増進につながると判断したことは合理的であり、市の裁量の範囲内であるといえる。

したがって、本件業務において、平成 18 年度に特命随意契約をしたことに裁量の逸脱はなく、法 234 条で原則にしている一般競争入札を行わなかったことをもって、直ちに違法・不当とまではいえない。

#### イ 随意契約時の価格の妥当性

これまでの随意契約における契約単価については、第 3 1 事実の確認 (3) 当局の説明にあるとおり、平成 14 年度までは「建設物価」の「一般貨物運送事業の



貸切運賃」等を参考に積算した単価を使用していたが、平成 15 年度から「建設物価」に運賃の掲載がされなくなった。そのため、平成 18 年度の特命随意契約における契約単価は、これまでの積算単価の考え方をベースに、他都市の同様の事業の単価、物価、人件費等を総合的に考慮した上で、環境局から行財政局経理課への予算額通知の範囲内で契約単価を決めている。平成 15 年度以降の随意契約の契約単価の推移をみると、契約単価は下降傾向にあることが確認できる。

したがって、単価が下降傾向にあること及び当該単価と他都市の同様の事業の単価を比較考量すれば、請求人の主張するような高額な単価設定になっているとはいえないと解する。

ウ 随意契約時の価格と一般競争入札の価格差における損害の有無

一般競争入札により随意契約との価格差が生じた事については、入札における決定単価は、あくまでも落札業者の判断によるものであるが、一般競争入札を行うことにより新規参入しやすい条件設定になったことで多くの業者が応札し競争性が高まったこと、3年間の長期継続契約を締結することによって、コストダウンしやすかったこと、などで、単価が下がったと考えられる。

随意契約は業務の継続性・安定性を求めるのに対し、一般競争入札は経済性を求めるものとなっているように契約方式によって要請するものが異なる。

したがって、随意契約と一般競争入札のいずれの契約方式をとるかは裁量に委ねている中で、一般競争入札の経済性が発揮されて、一般競争入札の価格が随意契約時の価格と比較して低くなったことをもって、随意契約の価格との差額の損害を与えていることにはならないと解すべきである。

以上三点のうち、ア及びイについては妥当性があり、ウについては損害がないので、請求人の主張には理由がない。

理由 2 (2) 「入札に協同組合とその構成メンバーが個別に参加しているのは、二重入札を行ったことと同じであり、そのようなことを許せば、入札参加者が資本関係・人的関係で結ばれたものだけで行うことになり、入札制度を無意味にしてしまう。」について

本市が締結する物品購入及び借入れに係る契約のうち、特例政令第 4 条に規定する特定調達契約について一般競争入札を実施するにあたっては、神戸市特定調達物品供給一般競争入札実施要領（平成 8 年 3 月 25 日理財局長決定、最終改正平成 18 年 8 月 1 日）において、入札参加資格、公告、入札参加手続等入札に必要な事項を定めている。

本件業務にあたっては、神戸市公告第 317 号（平成 18 年 10 月 10 日）で家庭ご

み収集・運搬及び搬出業務の入札に係る公告を行っており、この入札公告の第 11 条において、入札の無効について規定している。同条第 11 号においては、中小企業等協同組合とその組合員が同時に入札に参加することは、入札の適正さが阻害されると考えられるため、両者が行った入札は無効になると規定しており、適正な入札を確保している。平成 18 年 11 月 22 日に行われた開札においては、協同組合の入札書の金額欄に「辞退」と記載があり、協同組合が入札を辞退していることが確認でき、二重入札にはなっていない。

よって、本件の一般競争入札においては、法令等に基づいて行われており、違法・不当な事実は見当たらない。

理由 2 (3) 「一般競争入札の入札参加資格は、厳正に審査すべきであるにもかかわらず、形式的な審査だけで、保有車両や運転手の確保状況等について資料を提出させていない。入札参加資格の取り扱いがずさんである。」について

一般競争入札の入札参加資格については、法施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 により参加資格要件を定めることができることになっている。そして、どのような参加資格要件を定めるかについては、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解されている。

本件業務にかかる一般競争入札についてみると、特例政令の定めるところによる特定調達契約であり、入札参加者の資格設定については、履行能力を確保するうえで必要不可欠なものに限定し、できるだけ高い競争性を確保することが求められている。

一方、本件業務の内容では、収集車両に市職員を乗せて、家庭ごみを収集しながら運転する市民生活に密着した業務であることから、業務の安全・確実な履行と事業者の信頼性が求められている。

これらの点から、一般競争入札に必要な入札参加資格に加え、当該業務における履行能力を確保する上での不可欠な資格として、過去に 2 トン級以上のパッカー車を使用し、継続して 1 年以上、廃棄物収集運搬業務を行った実績を有すること、不慮の事故が生じた場合、代替車を事業所へ 1 時間以内に配車できる体制を確保すること、廃棄物処理法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること、の 3 点を必要最少限の入札参加資格としている。

さらに、廃棄物収集運搬業務の履行実績調書、代替車の配車体制に関する誓約書、代替車の車庫及び代替車を運転する運転手の所属する事業所から環境局の事業所までの経路図、廃棄物処理法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しない者であることの誓約書を入札参加資格届において提出させて確認しており、適正

な取り扱いが行われている。

よって、本件業務の入札参加資格の内容に裁量の逸脱はなく、法及び施行令等に基づき適正になされており、請求人の主張する入札参加資格の取扱がずさんであり、違法・不当な入札実態であるとはいえない。

理由 2 (4) 「3 年間という長期間の契約を締結することは状況に応じた迅速な業務見直しを困難にするだけでなく、特定業者との癒着を招く弊害もある。」について

本件業務の契約に関しては、平成 15 年 12 月に策定された市の行政経営方針に基づき、契約内容等の総点検が行われたことと、平成 16 年 5 月の地方自治法改正に伴い、平成 17 年 4 月 1 日に施行された神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第 2 条第 2 号に定める「役務の提供を受ける契約で、専らその役務の提供に用いる物品の調達を要するため、複数年度にわたる契約を締結しなければ経済的な調達に支障を及ぼすようなもの」に該当することにより長期継続契約を締結することができる契約として行われたものである。

契約期間を 3 年とすることは、同一契約先で業務を複数年継続して実施することにより、業務の習熟度も増し、当該業務の安定性を確保できる。又、当該業務に必要な人員の雇用や機材の減価償却などを考慮すれば、複数年契約のほうが契約単価の引き下げが期待できることが考えられ行われたものである。結果として、広く対象者を入札に参加させ高い競争性を確保することで、契約価格の見直しははかられコスト削減につながる結果となっている。

業務見直しについては、本件業務に係る契約における「家庭ごみ収集・運搬及び搬出業務仕様書」において、業務内容に変更が生じた場合、請負人と速やかに協議し、契約の変更・見直し等を行うこととしており、請負人はその変更内容等に従って作業内容を変更するように義務付けており、必要な見直しに対処できるようにしている。

よって、長期継続契約を行うことについては合理的な理由がある。

理由 2 (5) 「落札後に、入札参加業者が相互に車や人を融通しあうのであれば、競争入札は成り立たない。協同組合のメンバーの車と人が本件業務を遂行することは、廃棄物処理法第 7 条の 5 に規定する名義貸しの禁止や、神戸市契約規則第 28 条の権利譲渡禁止規定にも反する行為である。」について

本件業務に係る製造その他請負契約約款（以下「約款」という。）においては、第 2 条第 1 項で「請負人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない」、同条第 2 項で「請負人は、この契約の全部または大部分を他人に履行

させてはならない」と権利譲渡等の禁止を規定している。このため、本件業務の仕様書においても、収集車両等に関する業務仕様事項として「運転手は正規に雇用した社員であること。」、「車両の使用名義が請負人であること。」等請負人に対し、業務遂行上一定の義務を課している。業務遂行には多くの車両と運転手を必要とすることから、落札から業務開始まで3ヶ月間の準備期間を設けている。

そこで、約款及び仕様書に沿って本件業務が履行されているか否かについて、以下、ア「運転手は、正規に雇用した社員であるかどうか」、イ「車両の使用名義人が請負人であるかどうか」に分けて判断する。

#### ア 「運転手は、正規に雇用した社員であるかどうか」について

運転手の確保について、請負人は、平成18年11月22日付の市との契約締結後、業務実施までの間に他の業者との間で運転手の出向に関する「休職派遣（出向）契約書契約」を締結し、請負人と運転手の間で雇用契約を締結している事実が確認された。

このように、書面での出向契約の締結と、雇用契約の締結により請負人の使用者責任を明確にしており、雇用関係、使用者責任等も出向先の社員と同じ扱いであることから、請負人において「正規に雇用された社員」に準ずるものと解される。

#### イ 「車両の使用名義が請負人であるかどうか」について

収集車両については、請負人が本来所有する車40台に加え48台を他の業者から借上げが行われている。この借上げ車両については、国土交通省神戸運輸監理部が交付した道路運送車両法に定める自動車検査証において所有者及び使用者（請負人）が記載されていることが提出された書類のコピーで確認できた。このことは、車の所有者同様に使用名義人（請負人）が使用権限を有し、使用者責任を負うことになる。

以上のことから、車両借上げ契約や労働者出向契約及び雇用契約の手続きが適正に行われていることから廃棄物処理法で禁止している名義貸しや神戸市契約規則に定める権利譲渡の禁止事項にも該当しない。

よって、本件業務に係る契約の履行については、違法・不当とはいえない。

## 第4 結果

以上のことから、本件業務の特命随意契約を精査し、一般競争入札との契約額との差額の返還を求めること、違法・不当な入札と業務実態を調査し適正な入札に改めることとする請求人の主張にはいずれも理由がなく、措置の必要を認めない。